

第8回 長岡京市上下水道事業審議会

日時：令和元年5月22日（水）

午後1時半から

場所：長岡京市役所 会議室7

次 第

1. 議 題

(1) 上下水道料金のあり方について

- ① 上下水道ビジョン(経営戦略)策定から
上下水道料金見直しの流れ 資料 1
- ② 経営戦略の一部修正内容 資料 2
※参考 平成16年10月水道事業懇談会提言
- ③ 上下水道料金のあり方について 資料 3

(2) パブリックコメントについて

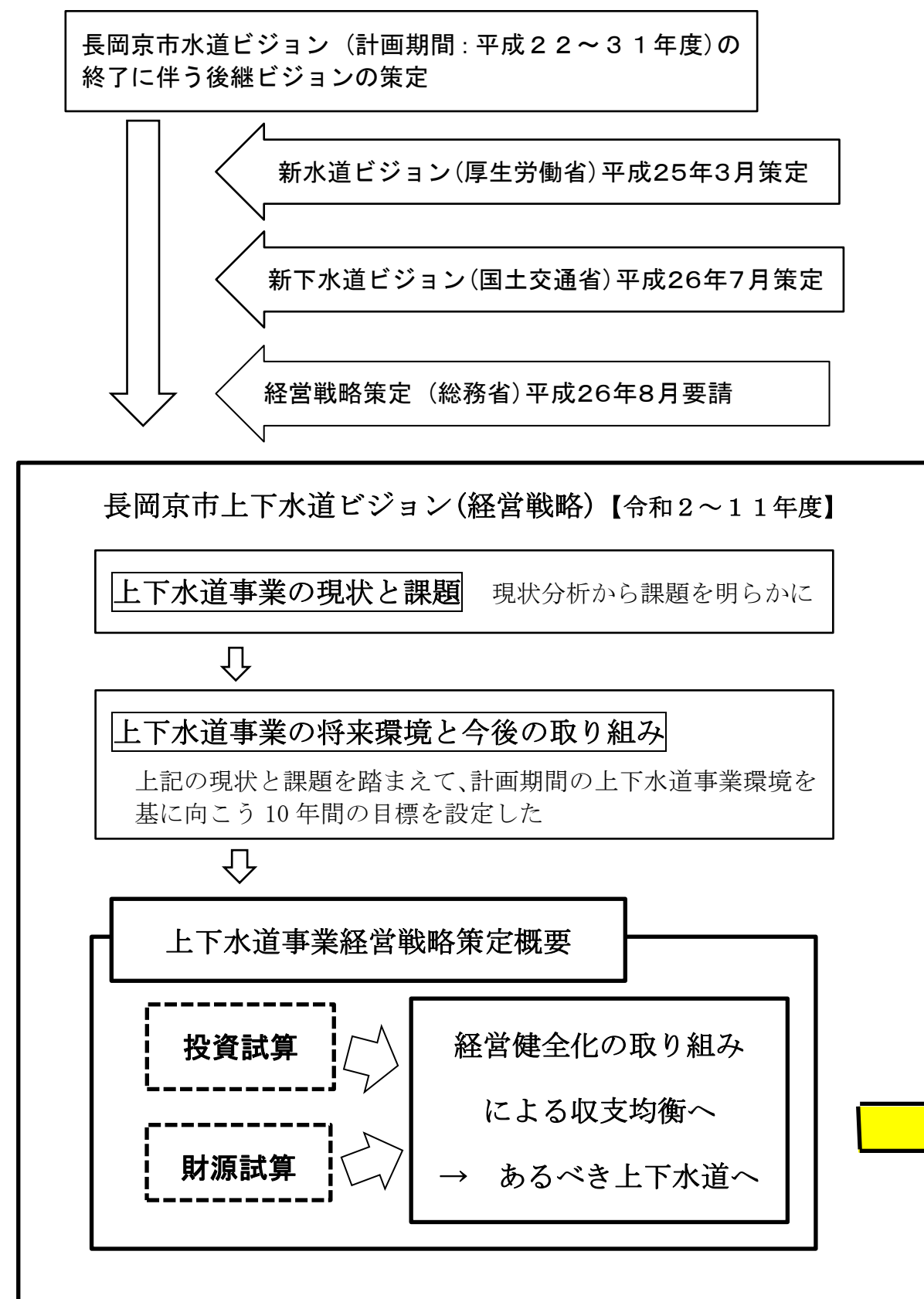
- ① パブリックコメント用資料(改元及び決算値の修正含む) 資料 4
※ 参考 スケジュールについて

2. その他

- ① 水道事業ガイドライン業務指標一覧（平成29年度） 資料 5
- ② これまでの上下水道料金の推移と他市比較 資料 6

3. 閉 会

上下水道ビジョン(経営戦略)策定から上下水道料金見直しの流れ



水道事業

資料4のP61～

投資試算

- ① 水道事業施設や管路の老朽化及び耐震化等の「強靱」の取り組み
- ② 鉛製給水管の解消等の「安全」の取り組み

財源試算

- ① 経常収支比率や自己資金残高等の「持続」の取り組み

重点基準目標の未達成

- ① 自己資金残高 → 令和7年度以降に9億円以下
- ② 企業債残高対給水収益比率 → 令和6年度以降に300%以上

中間地点である令和6年度に、上下水道事業審議会で再度審議

下水道事業

資料4のP126～

投資試算

- ① 浸水被害の軽減等の「安全安心」の取り組み
- ② 下水道事業施設や管路の老朽化や耐震化等の「環境保全」の取り組み

財源試算

- ① 経費回収率や基準外一般会計繰入金改善等の「健全経営」の取り組み

重点基準目標の未達成

- ① 経費回収率 → 改善せず
- ② 基準外一般会計繰入金 → 約3億円が一時約5億円に増加

経費回収率や基準外一般会計繰入金の改善のため、適切な時期に、適切な下水道使用料の見直しが必要

今回の修正内容等

資料2

- ① 平成28年度数値を平成29年度数値へ → 実績値のみの変更
- ② 東第2浄水場調査結果 → 一部の投資事業の変更 → 収支計画の修正

資料2-1

- ① 重点基準目標「基準外一般会計繰入金の削減」 → 「経費回収率100%以上」

資料2-2

次回の審議会

- ① 上下水道ビジョン(経営戦略)
- ② 上下水道料金のあり方

→ 答申

上下水道料金のあり方

資料3

パブリックコメント

資料4

修正・追加箇所一覧

長岡京市上下水道ビジョン(経営戦略)

総論

- 1 策定の趣旨
- 2 上下水道ビジョン(経営戦略)の位置づけ
- 3 進行管理

追加内容

資料 4

第1編 水道事業

第1章 水道事業の沿革

第2章 水道事業の現状と課題

第1節 安全

- 1 水源の保全と確保
 - 1 二元水源の確保
 - 2 地下水質の常時監視
- 2 水質管理の充実と強化
 - 1 水安全計画の継続運用
 - 2 快適な水道水の供給
- 3 鉛製給水管の解消
 - 1 鉛製給水管の取り替え促進

第2節 強靱

- 1 耐震化の推進
 - 1 施設の耐震化
 - 2 基幹管路の耐震化
- 2 施設の更新
 - 1 浄水施設の更新
 - 2 主要幹線管路の計画的更新
 - 3 漏水調査の継続
- 3 危機管理体制の整備と強化
 - 1 応急給水への対応
 - 2 危機管理マニュアルの充実
 - 3 災害時連携の充実

第3節 持続

- 1 経営基盤の強化
 - 1 適正な料金算定と料金体系の見直し
 - 2 遊休地の利活用
 - 3 多様な形態の広域化の検討
 - 4 エネルギーの有効利用
 - 5 アセットマネジメント手法による資産管理

左の内容はこれまでの
の審議会で審議済

↓

平成 29 年度決算に
よる数値に置き換え
ます。

↓

このことによるその
他の変更はありません。

- 2 組織体制の強化
 - 1 適正な人員確保と人材育成の充実
 - 2 法令遵守の推進
- 3 お客様サービスの充実
 - 1 お客様ニーズの把握による利便性の向上
 - 2 広報活動の充実による情報公開の推進
- 第3章 今後の水道事業環境について
 - 1 人口と水需要の見込み
 - 2 管路の更新
 - 3 職員の現状
- 第4章 水道事業の具体的な取り組みについて
 - 第1節 安全
 - 1 水源の保全と確保
 - 1 二元水源の確保
 - 2 地下水質の常時監視
 - 2 水質管理の充実と強化
 - 1 水安全計画の継続運用
 - 2 快適な水道水の供給
 - 3 鉛製給水管の解消
 - 1 鉛製給水管の取り替え促進
 - 第2節 強靱
 - 1 耐震化の推進
 - 1 施設の耐震化
 - 2 基幹管路の耐震化
 - 2 施設の更新
 - 1 浄水施設の更新
 - 2 主要幹線管路の計画的更新
 - 3 漏水調査の継続
 - 3 危機管理体制の整備と強化
 - 1 応急給水への対応
 - 2 危機管理マニュアルの充実
 - 3 災害時連携の充実
 - 第3節 持続
 - 1 経営基盤の強化
 - 1 適正な料金算定と料金体系の見直し
 - 2 遊休地の利活用
 - 3 多様な形態の広域化の検討
 - 4 エネルギーの有効利用
 - 5 アセットマネジメント手法による資産管理

左の内容はこれまでの
の審議会で審議済



平成29年度決算による
数値に置き換えます。



このことによるその
他の変更はありません。

東第2浄水場の劣化
調査結果

資料 2-1-1

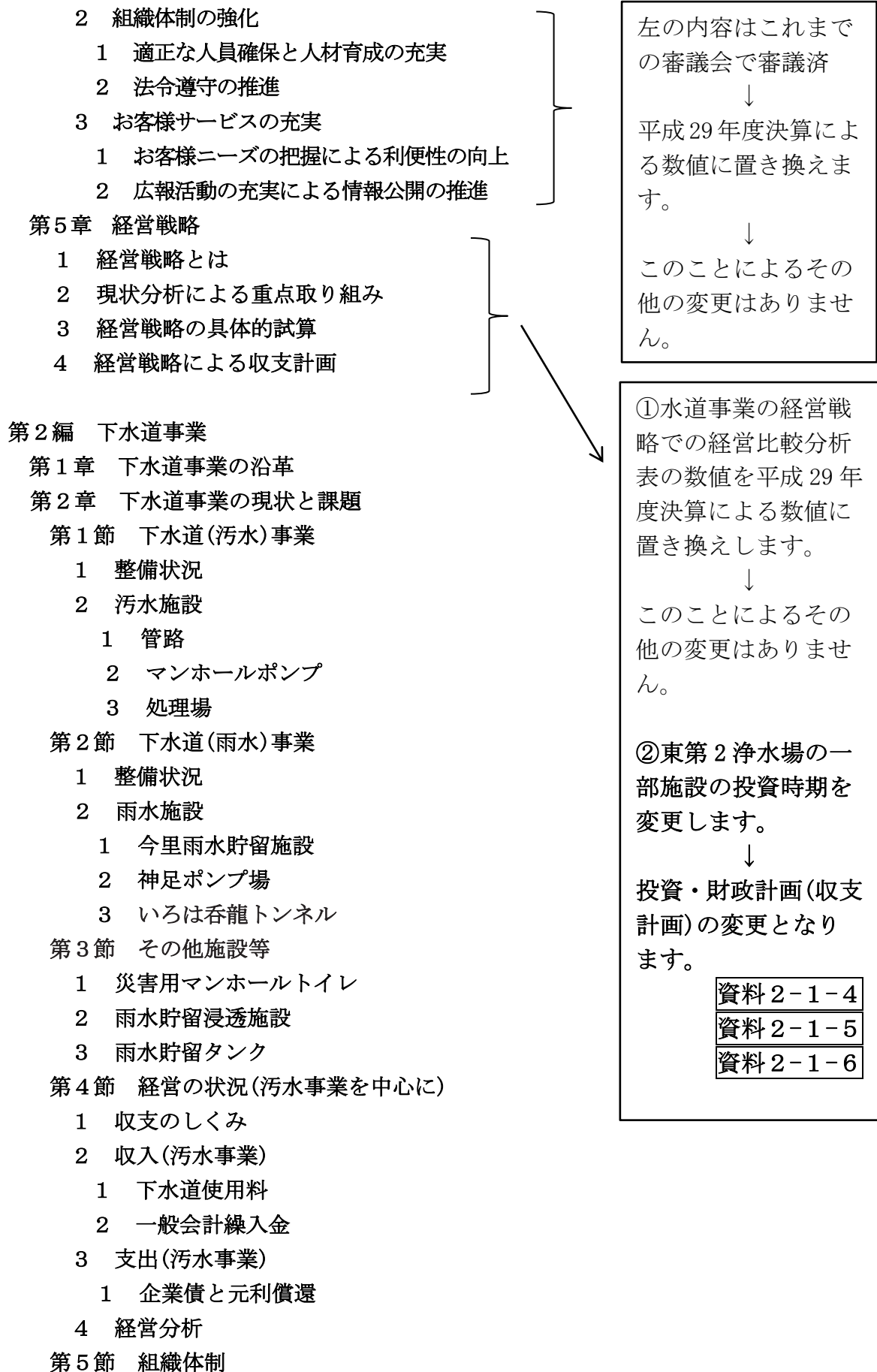
資料 2-1-2

京都府営水道供給
単価の改定



基準外一般会計繰
入金である水源費
補助金の解消

資料 2-1-3



第3章 今後の下水道事業環境について

- 1 人口と汚水有収水量の見込み
- 2 下水道事業施設の整備

第4章 下水道事業の具体的な取り組みについて

第1節 安心安全

- 1 浸水対策
 - 1 いろは呑龍トンネル接続に伴う整備
 - 2 犬川雨水幹線整備
 - 3 小畑川関連排水区整備
- 2 地震対策
 - 1 雨水事業
 - 2 汚水事業
- 3 その他対策
 - 1 防災(内水)ハザードマップの更新
 - 2 災害用マンホールトイレ
 - 3 雨水貯留タンク

第2節 環境保全

- 1 水洗化の向上
- 2 管路整備
- 3 マンホールポンプ整備
- 4 不明水調査と改善

第3節 健全経営

- 1 適正な下水道使用料の検討
- 2 組織体制の強化
- 3 広報活動の充実
- 4 広域化の取り組み

第5章 経営戦略

- 1 経営戦略とは
- 2 現状分析による重点取り組み
- 3 経営戦略の具体的試算
- 4 経営戦略による収支計画

下水道事業の経営戦略での重点課題目標の改善を図る。



下水道使用料の改定試算による収支計画や重点基準目標の推移を置き換えます。

資料 2-2-1

資料 2-2-2

上下水道に関するアンケート調査結果概要(平成 29 年 9 月実施)

第4章 水道事業の具体的な取り組みについて

第2節 強靱

2 施設の更新

1 浄水施設の更新

【現状】

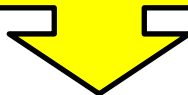
市内唯一の浄水場である東第2浄水場は、昭和57年から稼働し、35年が経過しています。浄水場施設の法定耐用年数は60年となっていますが、一部の施設で耐震化工事が必要となる箇所があります。

具体的な取り組み

- ◎ 現東第2浄水場の既存施設の耐震化や新たな場所での築造など、浄水場更新のあり方を検討します。

【平成30年度に実施した東第2浄水場の劣化調査結果】

コンクリートの強度は10年前との比較で劣化がほとんどなく、今後、定期的な調査及び補修により使い続けることが可能との報告



【修正案】

市内唯一の浄水場である東第2浄水場は、昭和57年から稼働し、35年が経過しています。以前に実施した耐震調査や平成30年度に実施した劣化調査の結果を踏まえ、浄水池の耐震補強工事等及び定期的な調査と補修を実施することで、地方公営企業法で定められた法定耐用年数(60年)に向けて、浄水場施設を使用していくことが可能となります。

具体的な取り組み

- ◎ 引き続き、東第2浄水場を活用するために、浄水池の耐震補強工事を実施します。

第4章 水道事業の具体的な取り組みについて

第1節 安全

1 水源の保全と確保

1 二元水源の確保

【現状】

具体的な取り組み

- ◎ 今後の水需要の推移を見ながら、引き続き、地下水の適正揚水量を守り、併せて府営水とのブレンド率 50%を維持します。
- ◎ 府営水については、京都府営水道供給料金単価の統一をはじめ、建設負担水量についても協議し、京都府と受水市町が連携した効率的な水運用に努めます。

【平成 30 年度に実施した東第 2 浄水場の劣化調査結果】

コンクリートの強度は 10 年前との比較で劣化がほとんどなく、今後、定期的な調査及び補修により使い続けることが可能との報告



投資計画の変更

【修正案】

具体的な取り組み

- ◎ 今後の水需要の推移を見ながら、引き続き、地下水の適正揚水量を守り、併せて府営水とのブレンド率 50%を維持します。
- ◎ 府営水については、京都府営水道供給料金単価の統一をはじめ、建設負担水量についても協議し、京都府と受水市町が連携した効率的な水運用に努めます。

(注) 東第 2 浄水場浄水池の耐震補強工事等により、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、地下水のくみ上げをとめて工事を行うため、一時的に府営水のための給水となり、ブレンド率が高まります。

第4章 水道事業の具体的な取り組みについて

第3節 持続

1 経営基盤の強化

1 適正な料金算定と料金体系の見直し

【現状】

経常収支比率は、業務の委託化や施設の統廃合など、事業の効率化を図るとともに経費の抑制に努めてきたことから、これまでも100%を上回っていましたが、平成26年度から会計制度の変更により長期前受金が設定され、減価償却見合い分が収益化されることになったため、110%程度の水準となっています。

今後は人口の減少等から水需要も減ることが予測され、将来にわたり、安定して事業運営を行うため、長期的な事業計画に基づき、算定期間を定め、その期間ごとに適正な料金算定を行う必要があります。

【乙訓系京都府営水道供給単価の改定】

上記により、受水費が引き下げられたことから、基準外一般会計繰入金であります水源費対策補助金も削減しており、次期計画では、基準外一般会計繰入金の解消を図る

【改正案】

経常収支比率は、業務の委託化や施設の統廃合など、事業の効率化を図るとともに経費の抑制に努めてきたことから、これまでも100%を上回っていましたが、平成26年度から会計制度の変更により長期前受金が設定され、減価償却見合い分が収益化されることになったため、110%程度の水準となっています。

今後は人口の減少等から水需要も減ることが予測され、将来にわたり、安定して事業運営を行うため、長期的な事業計画に基づき、算定期間を定め、その期間ごとに適正な料金算定を行う必要があります。

また、経営基盤の強化にあたり、収支に大きく影響する受水費については、京都府においても、様々な経費削減努力が行われ、乙訓系については、段階的に値下げの改定が実施されてきました。今後も、引き続き、京都府に対し、建設負担料金単価の統一による更なる受水費の軽減に向け、協議を続けていきます。

なお、二元水源の確保と将来にわたり地下水を使っていく地下水保全の目的から、これまで基準外繰入金として繰入れてきた一般会計からの水源費対策補助金については、段階的に行われた府営水道料金単価の引下げに合わせて削減できたことなどから、次期経営戦略では、一般会計からの水源費対策補助金に頼ることなく、水道事業単独での経営基盤の強化に努めた計画とします。

今後の長岡京市水道事業のあり方について
—効率的な運営を目指しての提言—

平成 16 年 10 月

長岡京市水道事業懇談会

【提言の抜粋】

② 府営水道の受水費に対する市一般会計の負担

水道事業は独立採算制がとられているため、基本的には一般会計から補助等を受けることはない。しかし、本来一般会計が担当すべき業務を水道事業に行わせた場合には、その内容に応じて一般会計との間で負担を調整する必要がある。

長岡京市では、平成 13 年度から 3 か年にわたって、府営水道の導入が地下水保全という一般行政施策の目的を併せ持つことから、水道料金改定に代わる市民負担の軽減措置として、一般会計から毎年度 2 億円の繰り出しを続けられてきた。その額は、府営水道の基本水量のうち、実際には受水しない量にかかる基本水量料金の概ね 2 分の 1 に相当するものであった。

平成 16 年度予算では、繰り出しの考え方は同様であるものの、額については、懇談会の提言を受けて水道事業の効率的な運営方針が明確になるまでのあいだ、事業運営に支障をきたさない最低必要額として 1 億 3 千万円とされた。

このような一般会計からの繰り出しに対して、長岡京市内部で、その根拠等を明確にすべきだとの議論があり、当懇談会は、公営企業の経営に関する基本原則を堅持しながら、経営の健全化を促進するため、一般会計からの繰り出しが必要であっても、対象とする経費と繰り出す基準は明確にしておく必要があると考える。

こうしたことから、当懇談会でも一般会計からの財政支援のあり方について検討を行い、その根拠等を明確にするには、繰り出しの考え方は同様とするが、その算出にあたっては、総務省通知による地方公営企業繰り出し基準の「水源開発に要する経費の 3 分の 1」を準用するのが適当と判断した。

具体的には、乙訓浄水場の供給原価の試算で用いられた固定費のうち、水源費を対象経費とするものである。

第5章 経営戦略

3 経営戦略の具体的試算

1 投資試算の考え方

投資試算の更新基準は法定耐用年数を基本として、現状の施設・設備の老朽度を把握したうえで、「水道事業の具体的な取り組み(P39～53)」及び「総務省による経営分析比較表による現状分析(P54～58)」を踏まえて設定した「次期計画の重点的に取り組む目標」により、施設整備計画を策定しました。この施設整備計画に基づき、令和2年度から令和11年度の10年間の投資試算を策定しました。

1 「安全」の投資試算

現在の水道ビジョンで、目標値が達成できなかった鉛製給水管の解消について、今回の水道ビジョンで解消できるよう、優先的に実施します。

また、継続的に水質の安全を確保するためのろ過機ろ材の定期的な入れ替え等を行います。

(単位：千円)

取り組み内容	前期(令和 2～6)	後期 (令和 7～11)
鉛製給水管(2,600 件) 取り替え	330,000	330,000
ろ過機ろ材入れ替え	91,500	—
送水ポンプ取り替え	27,360	—
ろ過ポンプ取り替え	—	12,200
そ の 他 (配水池内清掃ほか)	123,500	97,150
合 計	572,360	439,350

2 「強靱」の投資試算

本市唯一の東第2浄水場については、昭和57年から稼働し、35年が経過していますが本計画期間では法定耐用年数(60年)による更新時期には至らず、現時点での方向としては、適正な維持管理による施設の延命化を図りつつ、耐震化及び必要に応じた更新を実施します。よって、電気設備や計装設備などの更新サイクルの早いものについては、計画的に更新し、浄水能力の維持を図ります。

また、管路の更新は、現状の「長岡京市老朽管路更新基本計画」を一部見直し、重要度など優先順位の高いものから進めてまいります。そうすることで、今後増大すると予想される更新需要に備えて確実に管路の更新・耐震化を実施していきます。

(単位：千円)

取り組み内容	前期(令和2～6)	後期(令和7～11)
東第2浄水場浄水池耐震工事ほか	219,550	174,255
東第2浄水場中央監視装置更新等工事ほか	528,210	51,250
基幹管路更新工事	930,821	634,404
主要幹線管路更新工事	726,988	515,345
老朽管路(口径100mm以下)更新工事	537,159	660,352
その他(漏水調査ほか)	45,250	45,250
合 計	2,987,978	2,080,856

第5章 経営戦略

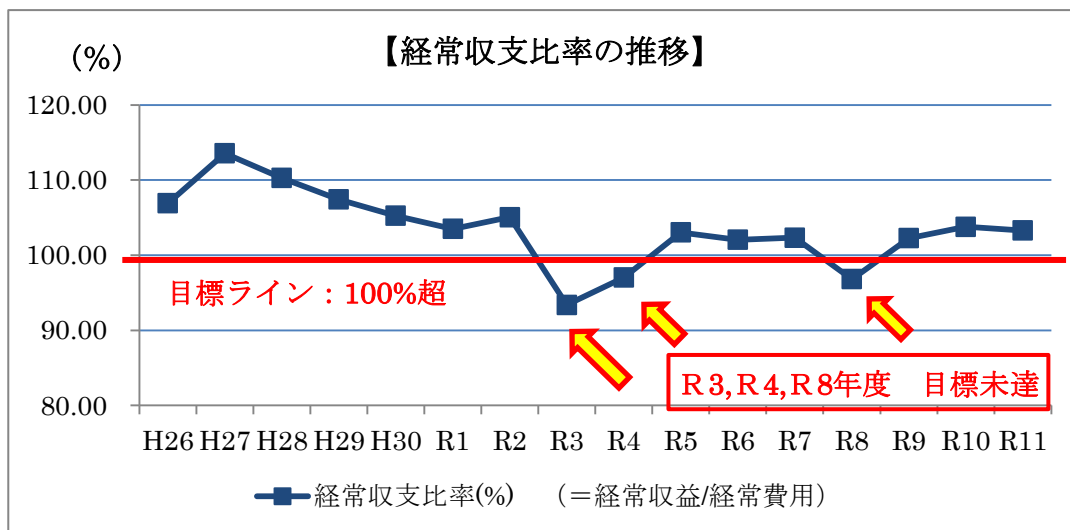
4 経営戦略による収支計画

2 投資及び財源試算の収支シミュレーションによる重点基準目標の推移

「投資及び財源試算における経営健全化取り組み」及び「財源試算の重点基準目標」による収支計画は、69ページのとおりです。

特に、各年度における重点基準目標については、以下のとおりです。

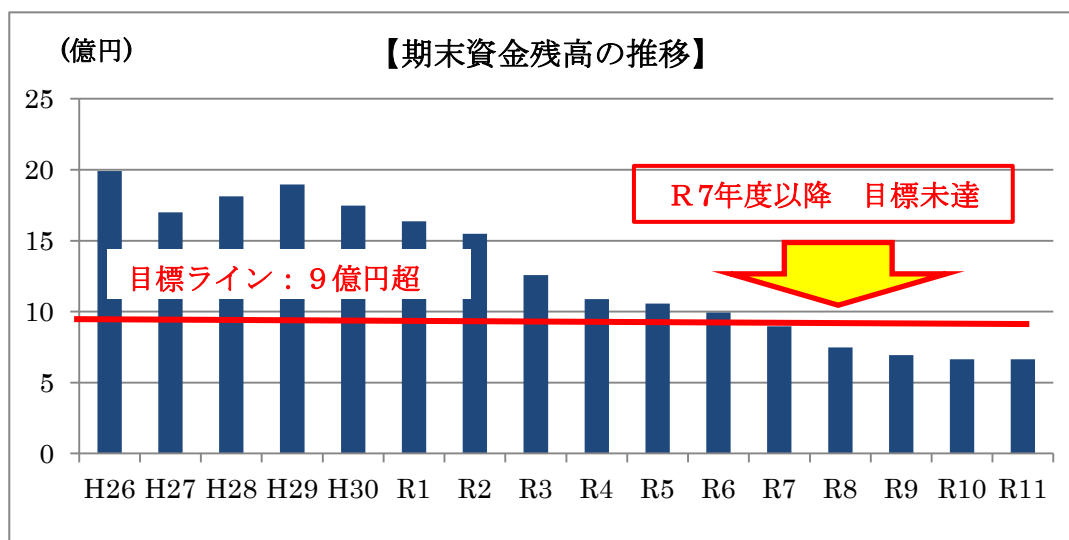
① 損益黒字の確保 ⇒ 経常収支比率 100%以上



[計画期間の状況と対応]

経常収支比率 100%以下は、令和3年度、令和4年度、令和8年度に発生しますが、これは大規模修繕工事等の発生による一時的な現象です。

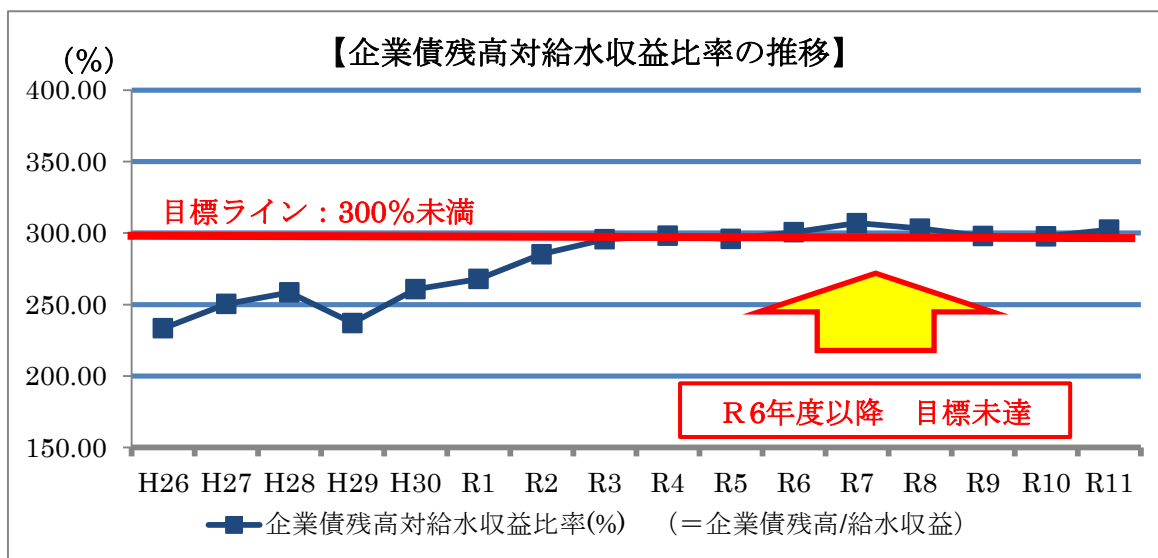
② 安定的な自己資金残高の確保 ⇒ 自己資金残高 9億円以上を確保



[計画期間の状況と対応]

自己資金残高 9億円以下は、令和7年度以降に発生します。

- ③ 給水収益に対する企業債残高を抑制 ⇒ 給水収益に対する企業債残高の割合 300%以下

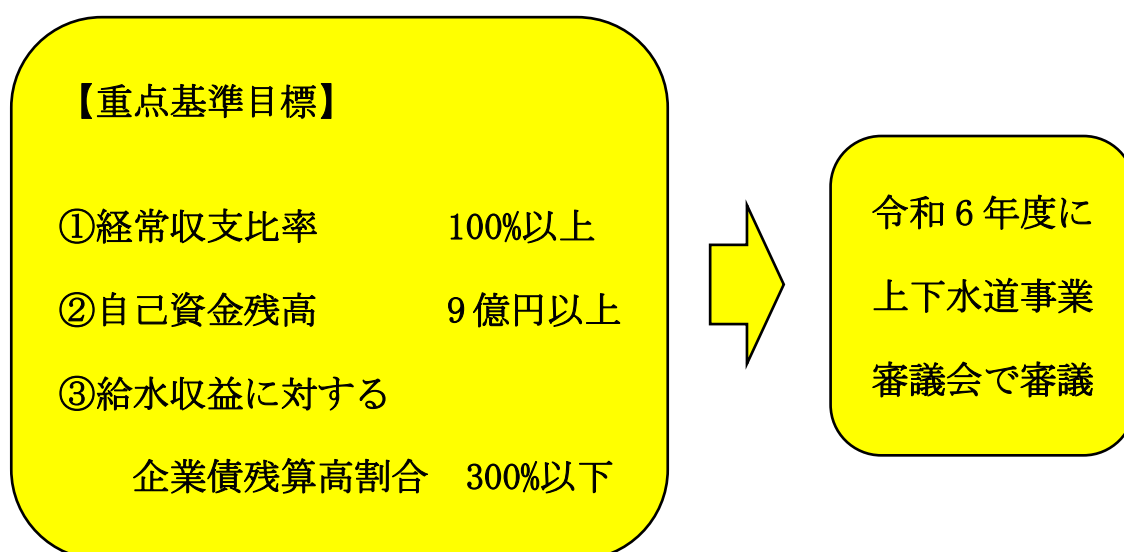


[計画期間の状況と対応]

企業債対象事業に対してその限度額を借り入れることで、給水収益に対する企業債残高の割合300%以上は、令和6年度以降(令和9及び10年度を除く)に発生します。

3 計画期間における重点基準目標の改善取り組み

重点基準目標②の自己資金残高9億円以上の確保及び③の給水収益に対する企業債残高の割合300%以下については、水道事業経営に大きな影響を与えることから、京都府営水道の動向及び計画期間の前半での様々な経営健全化を取り組みを踏まえた中間地点の令和6年度に、上下水道事業審議会において、水道料金のあり方も含めた経営健全化を審議します。



(単位:億円、%)

年 度			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分														
収 益 的 収 入	収 入	1. 営 業 収 益 (A)	19.03	19.26	19.00	18.95	18.90	18.84	18.78	18.71	18.64	18.58	18.51	18.45
		(1) 料 金 収 入	17.42	17.37	17.30	17.25	17.20	17.15	17.09	17.01	16.95	16.88	16.82	16.75
		(2) そ の 他	1.61	1.89	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70
		2. 営 業 外 収 益 (B)	2.08	2.20	1.70	1.75	1.65	1.67	1.63	1.57	1.60	1.51	1.54	1.45
		(1) 長 期 前 受 金 戻 入	1.65	1.68	1.64	1.70	1.60	1.62	1.58	1.52	1.55	1.46	1.48	1.40
		(2) そ の 他	0.43	0.52	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		収 入 計 (A) + (B) (C)	21.11	21.46	20.70	20.70	20.55	20.52	20.42	20.28	20.25	20.09	20.05	19.90
	支 出	1. 営 業 費 用 (D)	19.27	19.96	18.97	21.34	20.67	19.31	19.44	19.28	20.42	19.19	18.89	18.86
		(1) 職 員 給 与 費	1.84	1.92	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75
		(2) 動 力 費	0.93	1.00	0.93	0.63	0.63	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
		(3) 修 繕 費	1.03	0.99	0.88	2.52	2.47	1.24	1.36	1.19	1.31	1.19	1.19	1.19
		(4) 受 水 費	7.26	7.26	7.26	7.70	7.69	7.27	7.24	7.23	7.22	7.24	7.21	7.20
		(5) 委 託 費	1.71	1.99	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66
		(6) 減 価 償 却 費	4.79	4.82	4.70	4.70	4.68	4.67	4.71	4.73	4.66	4.46	4.36	4.34
		(7) そ の 他	1.72	1.99	1.80	2.40	1.80	1.80	1.80	1.80	2.90	1.97	1.80	1.80
		2. 営 業 外 費 用 (E)	0.78	0.77	0.73	0.70	0.65	0.61	0.57	0.53	0.49	0.45	0.42	0.40
		(1) 支 払 利 息	0.78	0.77	0.73	0.70	0.65	0.61	0.57	0.53	0.49	0.45	0.42	0.40
		支 出 計 (D) + (E) (F)	20.06	20.73	19.70	22.03	21.32	19.91	20.01	19.81	20.91	19.64	19.32	19.26
		経 常 損 益 (C) - (F) (G)	1.05	0.73	1.00	▲ 1.33	▲ 0.77	0.60	0.41	0.46	▲ 0.67	0.45	0.73	0.64
特 別 損 益 (H)		▲ 0.15	▲ 0.02	▲ 0.01	0.60	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.01	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (C) - (F) + (H)		0.91	0.71	0.99	▲ 0.74	▲ 0.77	0.60	0.40	0.46	▲ 0.67	0.44	0.73	0.63	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		49.60	50.30	51.30	50.56	49.79	50.38	50.79	51.25	50.58	51.02	51.75	52.38	

年 度			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資 本 的 収 入	収 入	1. 企 業 債	2.40	3.60	5.50	4.50	3.20	2.60	3.80	4.20	2.40	2.10	2.70	3.40
		2. そ の 他	0.45	0.68	0.56	0.62	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56
		収 入 計 (A)	2.85	4.28	6.06	5.12	3.76	3.16	4.36	4.76	2.96	2.66	3.26	3.96
	支 出	1. 建 設 改 良 費	3.33	5.92	7.67	7.27	4.90	3.93	5.30	5.98	3.60	3.41	4.20	4.64
		2. 企 業 債 償 還 金	2.45	2.51	2.66	2.83	2.94	3.14	3.18	3.35	3.24	3.18	2.92	2.82
		支 出 計 (B)	5.78	8.43	10.33	10.11	7.84	7.07	8.48	9.34	6.84	6.59	7.12	7.46
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)		2.93	4.15	4.27	4.98	4.08	3.92	4.12	4.58	3.88	3.93	3.86	3.50

【財源試算の重点基準目標】

資 金 残 高 (億円)	17.48	16.37	15.48	12.70	10.88	10.56	9.92	8.96	7.47	6.93	6.62	6.63
経 常 収 支 比 率 (%)	105.25	103.51	105.07	93.96	96.40	103.02	102.05	102.33	96.82	102.28	103.79	103.30
企 業 債 残 高 対 給 水 収 益 比 率 (%)	260.71	267.84	285.23	295.70	298.11	295.93	300.60	306.95	303.17	297.93	297.77	302.40

第5章 経営戦略

4 経営戦略による収支計画

(1) 投資試算と財源試算による経営健全化の取り組みについて

計画期間である令和2年度から令和11年度までの具体的な取り組みでは、経営健全化に向けた内容の主なものは以下のとおりです。

項 目	具体的な内容
ストックマネジメント手法による計画の推進	ストックマネジメント手法で施設整備計画の策定し、改築更新の適正化と特定財源の確保
不明水対策の取り組み	流量調査実施による改善
組織・人員の適正化	計画的な下水道事業(汚水及び雨水)に対応した組織や職員体制の適正化及び研修等の活用した技術継承の実施
一般会計繰入金の適正化	一般会計繰入金の基準内(公費負担)や基準外の繰入基準のあり方を検討
広域化への連携及び効率化への取り組み	国及び京都府の広域化及び流域下水道事業の効率化の要請
下水道使用料の見直し	下水道事業の健全な経営を継続できる適正な下水道使用料の検討

(2) 投資及び財源試算の収支シミュレーションによる重点基準目標の推移

「投資試算と財源試算による経営健全化の取り組み」及び「財源試算の重点基準目標」による収支計画は、132ページのとおりです。

[計画期間の状況]

(ア) 基準外一般会計繰入金の適正化

現状の基準で算定した基準外一般会計繰入金は、資本費平準化債の借入可能額の減少から、その資金不足を補てんするために現在の約3億円から令和7年度には約5億円近くまで増額となります。ただ、計画期間の後期では元利償還金が減少することから、約3億円の見込となります。

(イ) 経費回収率の向上

支払利息が減少することから支出総額も減少の見込だが、有収水量の減少から下水道使用料も同様に減少する。ただ、基準内一般会計繰入金(公費負担分)が支出に見合い補てんされることから、数値としては85%程度で推移する。

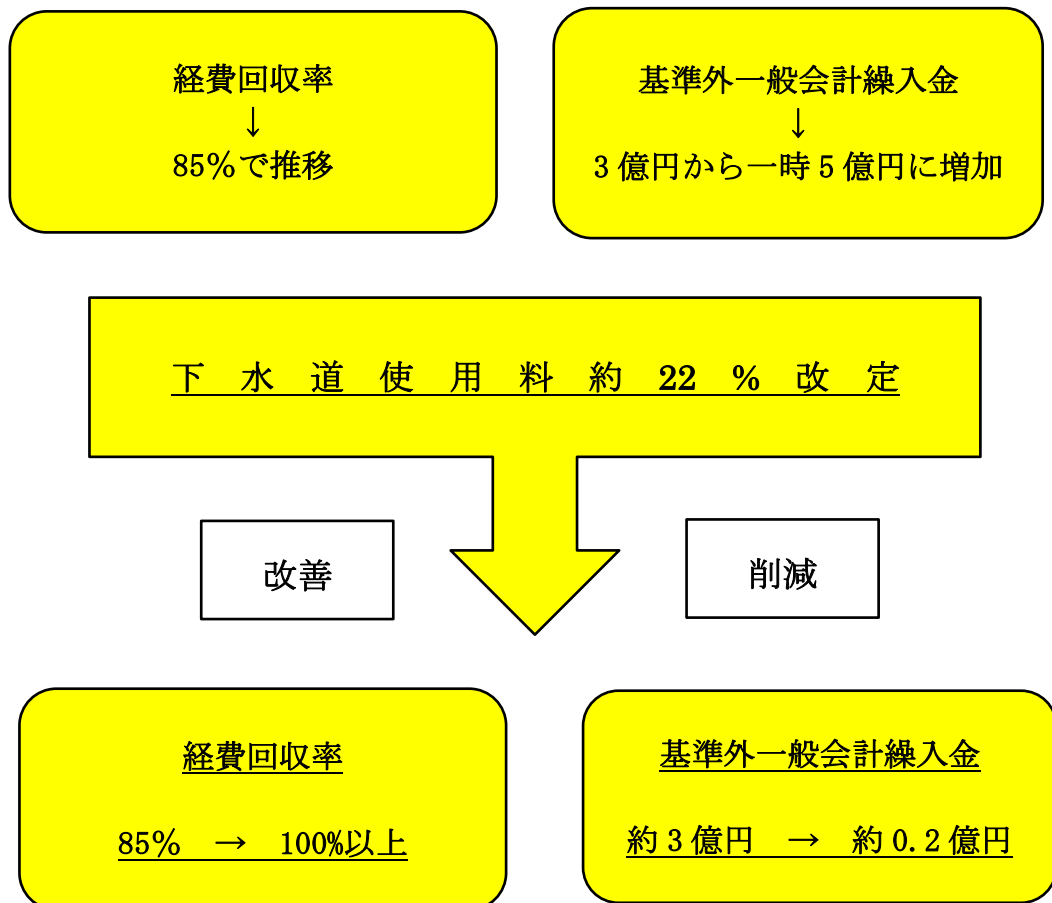
(ウ) 運転資金の確保

各年度当初に約2億円の流域下水道維持管理負担金等の定期的な支払いがあることから、最低その資金を各年度末に確保している。

(3) 計画期間における重点基準目標の改善取り組み

「安全安心」での雨水事業の推進により、大きく建設投資額が増加することを踏まえ、厳しい一般会計への負担を軽減するため、前ページの健全化の取り組みのうち、財源試算の重点基準目標にも設定している「一般会計繰入金の適正化」を図るには、下水道使用料の見直しが必要となります。

その試算として、財源試算の重点基準目標の一つである「基準外一般会計繰入金の削減」のうち、資本的収入の他会計出資金の解消を平成29年度決算数値によると、2.73億円(資本的収入の他会計出資金)を12.39億円(税抜の下水道使用料)で割り戻すと、約22%の下水道使用料の見直しが必要となります。この改善による試算はP133のとおりとなり、「経費回収率」も100%以上となります。



【下水道事業】（他会計出資金を削減した場合）

投資・財政計画（収支計画）

（単位：億円）

区 分			年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 支	収 入	1. 営 業 収 益 (A)	14.09	14.43	16.76	16.78	16.78	16.79	16.81	16.73	16.64	16.56	16.55	16.58	
		(1) 下 水 道 使 用 料 収 入	12.24	12.25	14.98	14.91	14.85	14.78	14.71	14.64	14.57	14.50	14.43	14.36	
		(2) そ の 他	1.85	2.18	1.79	1.86	1.93	2.01	2.09	2.09	2.07	2.06	2.12	2.22	
		2. 営 業 外 収 益 (B)	15.09	14.97	15.56	15.88	15.90	16.20	16.26	16.38	16.04	15.62	14.66	12.83	
		(1) 補 助 金	2.75	3.14	3.68	4.03	4.02	4.19	4.12	4.17	3.80	3.38	2.16	1.65	
		うち他会計補助金(基準内)	2.72	2.97	3.52	3.86	3.86	4.02	3.96	4.00	3.63	3.21	1.99	1.48	
		うち他会計補助金(基準外)	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	12.35	11.83	11.88	11.85	11.88	12.01	12.14	12.22	12.24	12.25	12.50	11.19	
	収 入 計 (A) + (B) (C)	29.18	29.40	32.33	32.66	32.68	32.99	33.07	33.12	32.68	32.18	31.21	29.41		
	支 出	1. 営 業 費 用 (D)	26.24	25.41	25.47	25.53	25.53	25.69	25.84	25.89	25.85	25.79	25.96	24.70	
		(1) 職 員 給 与 費	0.91	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	
		(2) 流 域 負 担 金	4.88	4.60	4.90	4.95	4.95	4.95	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	
		(3) 減 価 償 却 費	19.09	18.35	18.26	18.27	18.27	18.43	18.53	18.58	18.54	18.48	18.65	17.39	
		(4) そ の 他	1.35	1.51	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	
		2. 営 業 外 費 用 (E)	3.87	3.46	3.13	2.80	2.53	2.28	2.04	1.82	1.63	1.49	1.36	1.24	
		(1) 支 払 利 息	3.83	3.39	3.08	2.75	2.48	2.23	1.99	1.77	1.58	1.44	1.31	1.19	
		支 出 計 (D)+(E) (F)	30.10	28.88	28.60	28.33	28.06	27.96	27.88	27.71	27.48	27.27	27.32	25.94	
	経 常 損 益 (C) - (F) (G)		▲ 0.92	0.52	3.73	4.33	4.62	5.03	5.19	5.41	5.20	4.91	3.89	3.47	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失)		▲ 0.74	0.51	3.72	4.32	4.61	5.02	5.18	5.40	5.19	4.90	3.88	3.47		

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資 本 的 収 支	収 入	1. 企 業 債	9.59	7.74	7.21	8.73	10.20	7.74	4.69	3.15	2.17	5.92	5.28	4.43
		う ち 資 本 費 平 準 化 債	5.58	5.04	4.48	3.80	3.15	2.39	1.54	0.83	0.39	0.58	0.57	0.50
		(上 記 の うち 汚 水 事 業 分)	5.28	4.86	4.26	3.58	2.96	2.19	1.34	0.58	-	-	-	-
		2. 他 会 計 出 資 金 (基 準 外)	2.87	2.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3. 他 会 計 補 助 金	1.10	0.95	1.15	0.88	0.74	0.68	0.71	0.63	0.63	0.68	0.68	0.72
		4. 国 府 補 助 金	1.17	0.60	1.22	1.92	3.39	2.24	1.14	0.53	0.17	2.57	2.15	1.66
	支 出	収 入 計 (A)	14.72	11.86	9.57	11.53	14.32	10.66	6.53	4.30	2.97	9.17	8.11	6.80
		1. 建 設 改 良 費	5.68	3.71	4.60	7.32	10.84	7.99	4.72	3.20	2.31	8.30	7.25	6.02
		う ち 汚 水 事 業 分	1.86	1.57	0.80	1.57	2.65	2.67	3.45	1.82	1.83	2.67	2.67	3.45
		う ち 雨 水 事 業 分	3.83	2.14	3.80	5.75	8.19	5.32	1.27	1.37	0.47	5.62	4.57	2.57
		2. 企 業 債 償 還 金	15.23	15.38	15.12	15.08	14.73	14.35	13.70	13.02	12.31	12.24	11.13	10.77
		支 出 計 (B)	20.93	19.11	19.74	22.41	25.58	22.35	18.44	16.24	14.63	20.55	18.39	16.80
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)			6.21	7.26	10.16	10.88	11.26	11.69	11.91	11.93	11.66	11.39	10.29	10.00

企 業 債 残 高		181.79	174.15	166.23	159.89	155.35	148.75	139.73	129.85	119.71	113.39	107.53	101.19
うち汚水事業分		157.43	149.28	139.96	130.94	122.55	113.89	105.50	96.20	87.17	78.86	71.71	65.37
うち雨水事業分		24.36	24.87	26.27	28.95	32.80	34.85	34.23	33.65	32.54	34.53	35.83	35.82

【財源試算の重点基準目標】 ※汚水事業のみ

（単位：億円、％）

区 分	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
経 費 回 収 率 (％)		77.88	84.48	107.51	112.77	115.35	118.66	119.72	121.74	119.80	117.02	107.68	104.21
基 準 外 一 般 会 計 繰 入 金		3.11	2.85	0.37	0.32	0.25	0.25	0.29	0.21	0.21	0.25	0.25	0.29
資金残高(基準外一般会計繰入金あり)		4.49	1.94	1.94	1.93	1.92	1.91	1.91	1.90	1.89	1.88	1.88	1.87

上下水道ビジョン(経営戦略)による今後の上下水道料金のあり方

令和 2 年度から令和 11 年度の 10 年間の上下水道ビジョン(経営戦略)の計画期間において、事業効率化や経営健全化の取組方針を反映させて、施設・設備の投資見通しである「投資試算」等の支出と財源見通しである「財源試算」の収入を均衡させた収支計画を策定しました。

ただ、上下水道事業運営において、それぞれの財源試算における重点的な基準目標の課題を解消するために、以下のとおり取りまとめました。

(1) 水道料金について

計画期間の収支計画における重点基準目標について、まず、「経常収支比率 100%以上」は、計画期間では概ね 100%以上を維持することができま
す。次に、「自己資金残高 9 億円以上」は、令和 7 年度から 9 億円以下になります。最後の「給水収益に対する企業債残高の割合 300%以下」は、令和 6 年度以降(令和 9・10 年度を除く)に 300%以上となります。

また、京都府営水道において、建設負担料金の統一と更なる受水費の軽減に向け協議されており、京都府営水道事業経営審議会の審議の動向についても注視する必要があります。

これらのことから、水道料金については、計画期間の前半の経営状況を踏まえて、中間地点である令和 6 年度に、上下水道事業審議会において審議することが必要です。

(2) 下水道使用料について

計画期間の収支計画における重点基準目標について、まず、「基準外一般会計繰入金の削減又は解消」は、現在の約 3 億円から令和 7 年度には約 5 億円に増加します。次に、「経費回収率 100%以上」は、現状の 85%を推移し改善が図れていません。

そのため、「運転資金の確保」の最低限約 2 億円を確保しつつ、重点基準目標を改善するためには、京都府下南部の下水道使用料も参考に、一定の下水道使用料を見直すことが必要です。

なお、下水道使用料の見直しとして、「基準外一般会計繰入金の削減又は解消」のうち、基準外一般会計繰入金のほとんどを占めている資本的収入の他会計出資金を解消するには、平成 29 年度数値で試算すると、2.73 億円(資本的収入の他会計出資金)に対して 12.39 億円(税抜の下水道使用料)で割り戻すと約 22%の改定率が必要となります。